

資料

中用金 當座帳

羽出浦庄屋古文書

贊助会員 安部 弥右衛門

これまで發表した羽出浦の庄屋文書によって、佐伯藩の漁村に対する政策や、漁民の経済生活などがいささかお伝え出来たかと思う。今回は、社会福祉の制度も施設も全然ない江戸時代は、漁村の人達はどんな仕組みで工風していかかを、次にかかせる「中用金当座帳」で紹介申したい。

(第一資料) (表紙)

嘉永 五子 年
中用金 當座帳
八月 羽出 浦

大福帳式 長帳
判紙ニツ折

(一枚目表)

覚	庄屋	重吉衛門
	地目升	友吉
	頭百姓	諸右衛門
	船宿	源右衛門
	先組頭	八百藏
		松五郎

(二枚目裏)

覚	船宿	源右衛門
	但し伴五郎	徳助預り
		世替人
	十二月二十七日	子、十二月改
	一同拾五匁	三月月之利銀
		但月走分之利

皆合	佐四郎
網方	伴五郎
	平太郎
	徳助
	宇七郎
	倉吉
船持	定五郎
	乙右衛門
	弥十郎
	重太郎

一目拾四匁四分	六百目ノ利
但月走歩	六朱
式拾九匁四分	
式百匁	貸渡し
式百廿九匁四分	有金
丑三月十六日改	

(三枚目表)

(注) 中用金(むかようきん)とは、部落の共有金。したがってこの帳簿は、羽出部落共有金の収支、その操作について、嘉永五年から翌六年にかけて書留されたものである。一枚目の表にまず村役人と網方の名前を建、これらの人々が、羽出浦の経済を扱っていたことが考えられる。一枚目裏の斜線は、取扱いの完了を示すものである。その完了とは、船宿源右衛門が、中用として部落に差出し、それを網方伴五郎徳助が運用し、年末に式百廿九匁四分の利子を得ている状態である。以下、これに準じて解説していただきたい。

正ノ四月十八日	四百目	平太郎引
	二百目	中ニ差出
	四月八日	八拾目三分
	舟四寸目	辰おん引
		老分五匁
		中ニ差出
	式百四拾目	老分五匁
	式百六拾四匁	伴五郎
		私人ニ復元

皆合ニ網代	皆合ニ網代
舟ノ下	舟ノ下
勇吉江	勇吉江
平太郎蔵	平太郎蔵
式七拾八匁	式七拾八匁
式六拾四匁	式六拾四匁
式七拾匁	式七拾匁
式五拾四匁五分	式五拾四匁五分
伴五郎元	伴五郎元
宇七郎	宇七郎
かし	かし

式百六拾目
かし付あり

内七拾八匁
宮森切
勇吉へ債取

×百八拾式匁
かし付有

(三枚目裏)

利足ノ儀月老歩式朱ニ定
覚

八月二日かし 元九月限り
一三百目 借主佐四郎
請入伴五郎

右ノ分済
内拾五匁 利銀入
三百目 引直

× 済

八月二日貸 元九月限り
一、四百目 子士月受取
一、内二百目 松

此利銀 拾五匁四分受取
此文 上平之まわし

×式百目 不ぞく成
此文 友蔵
平太郎 松入
かし

此利八百九匁に相成
二百七拾目ニ相成

元利令 志ノ九匁

(注)

この三枚目表の仕組みは、平太郎と倉おの兼獲高から、その半額と中(な)が一部落共育金に差出し、合計式百四拾目老分五匁を伴五郎以下へ利息を定めてかし与え、それが元利合せて老ノ九匁に有つたという中用金の運用記録である。

斜線は支払が完了したため、抹消していることを示している。尚、最後の三行について、合計額が含まないがどういふわけか。(三枚目表)

× 十一月二十七日かし

一、百目 借主佐四郎
め五拾目 子手分
巳年まで

此元銀百目受取人利
宇七郎殿ニ止月廿二日改
利八匁 かし尺成

安委四年巳五月廿一日改
一、百目 宇七郎
借用ニ成

〇廿七日かし
一、式百目 借主
友吉

正月廿三日
一、式百式拾九匁四分 与平松人
吉蔵 かし

二月ニ
此分受取

己、二月一日入 松下山
入 三百目 木代有

三百四拾五匁
一、式拾五匁 平太郎
内八匁 □□□引

(三枚目裏)

二月二日
一、六拾四匁 平太郎
水代かし付

二月二日
一、四拾式匁 宇七郎
木代かし付

二月二十七日
一、札式拾目 〇諸右工門之
明治十年巳十一月廿五日 相済申外
二月二日 喜八郎 かし

二月二日
一、式拾式匁

一、四拾四匁 〇越目有
かし

二月二日 宇七郎元
松入有
八百匁江
かし

二月二日 〇元お
かし

二月二日 〇役元ニ
かし

二月二日 〇直吉江
かし

二月二日 大倉
連蔵 かし

二月二日 〇基助え
かし

二月二日 〇藤四郎
かし

水代総令三百四拾五匁

(注) この帳面の裏表紙には

「世路方 網持中」とあり
部落の共有金であるこの中用金の管理と運用は、網持ちの人々が当たっていたと思われ。

(以上及第一冊、次下第二冊を
紹介することにする。)

次に第二冊目、米麦貸渡と洪運上の帳面である。

(表紙)

嘉永六年
五年秣借米并ニ麦貸渡 洪運上集帳
十二月改
羽出 浦

(前帳面同録) 帳面同録 帳長 前帳

(第一枚目表)

寛

嘉永六五年八月

- 一金貳拾兩 徳助ノ借用
- 一同 四兩 △同ノ借用
- 一同 五兩 仁七郎ノ借用
- 嘉永四年二月
- 一同 拾兩 □伴五郎ノ借用
- 同五年八月
- 一同 拾兩 同ノ借用
- 一同 三兩三分 金七郎ノ借用
- 一同 五兩 定七郎ノ借用
- × 五拾七兩 三步
- 内 拾四兩 銀貨高

壬申六月廿一日掛

- 帳面ニ相対有之ハ
- 一 七拾七兩 徳助ノ借用
- 一 七拾七兩 伴五郎ノ借用
- 一 三拾八兩 仁七郎ノ借用
- 一 三拾八兩 貞分ノ借用
- 一 百四拾五兩 金分ノ借用
- × 三拾三兩 三三友ノ借用

(第一枚目裏)

一、百拾貳分五厘 重左衛門

一、拾八分六厘 六拾七分六厘

一、貳拾貳分六厘 一借用口

一、拾九分三厘 重左衛門

一、拾八分八厘 於七郎ノ借用

合 百八拾四分四分九厘

申 六月十七日 入済

右之分相済中候

皆合基作殿ノ

重左衛門殿ノ相済申候

一、銀百六拾七兩三分五厘

(第二枚目表)

一、麦 志平 利 平

一、貳分四分 八月之御米代不足

一、六分八厘 洪運上

一、拾貳分三分五厘

一、拾貳分四分七厘 金かし分

合 貳拾貳分四分七厘

内 貳拾七兩二分

七月十三日 船宿ノ入

或 七分六厘七厘 不足

一、七分六厘七厘 直藏内

六月十二日 入済

(第二枚目裏)

一、麦 四半代 拾九分八厘

一、九分五厘 八月之御米代不足

一、六分八厘 洪運上

一、三拾九分六分六厘

一、拾六分三分六厘 金かし分

合 五拾五分八分二厘

申 六月十七日 入済

一、九分九厘 八月之御米代不足

一、六分八厘 洪運上

一、拾五分八厘

申 十月廿三日 受取

上揚(表)にある通り、徳助ら五人の網持及び船持親方から、合計五拾七兩三分を中(なか)部落(部)が借用した。

そしてこの金子を、部落底一般に部落から貸しつけている。勿論、貸付金には利子をつけるが、その中から、貸方に部落から利子を支払っている。

(裏)は、部落から貸付けた記録である。次の第二枚目以下は米や麦の代金及び洪運上などの取立の記録である。(斜線は取立完了を示すものである)

一、麦 志平 利 平	代 七分六厘七厘
一、貳分四分	八月之御米代不足
一、六分八厘	洪運上
一、拾貳分三分五厘	
一、拾貳分四分七厘	金かし分
合 貳拾貳分四分七厘	
内 貳拾七兩二分	
七月十三日 船宿ノ入	
或 七分六厘七厘	不足
一、七分六厘七厘	直藏内
麦 志平代	おす(かり)
六月十二日	入済
一、貳分四分	三 藏
代 拾四分五厘四分	
一、九分九厘	八月之御米代不足
一、六分八厘	洪運上
一、拾五分五厘四分	六厘
内 拾貳分五分六厘	辰藏ノ入
(下欄)	

一、麦 四半代 拾九分八厘	金 治 郎
一、九分五厘	八月之御米代不足
一、六分八厘	洪運上
一、三拾九分六分六厘	
一、拾六分三分六厘	金かし分
合 五拾五分八分二厘	
申 六月十七日	入済
一、九分九厘	八月之御米代不足
一、六分八厘	洪運上
一、拾五分八厘	
申 十月廿三日	受取
一、拾五分八厘	
一、九分九厘	八月之御米代不足
一、六分八厘	洪運上
一、三拾五分三分九厘	(以下欄)

右の記録をたどると、色々なことがあかる。まず麦の借受（格から貸付）は、藩庁からの借用、または部落で購入しての貸付が考えられる。いずれにしても部落が（村役人か）責任をもちつての貸付であるので、このようない記述が行なわれ左のものであろう。

御米代とは、疑いもなく正月用の米を、藩庫から拝借し、年三期に分割払いしていた米のことと考えられる。次の洪運上とは、洪に村人が漁網、魚、海藻などを干すための、洪使用の税金で、田畑等耕作に課する年貢と並ぶもので、運上銀である。

金かい分とは、中（部落）から各人が借受けていた金の返済金である。

この時代（嘉永年代）には、城下にも在（農山村）浦（漁村）にも、若干の金持はあったが、殆んどはその日の生活にも事欠く有様であった。

そこで漁民生活の保障、漁村経済の安定を因って、部落が責任を持ち、村の有力者である網方、船持、問屋などの親方が出資してもらった。その金を一般村民に融通し、期限が来れば役元が元利を取立てて返済する制度をつくっていた。

江戸時代には、漁村には貧困家庭が多かったと伝えられているが、こんな話がある。

筆者の家は近く、今だに金比羅丸とも出来網とも呼ばれている家がある。江戸時代干鰯などを取扱、金比羅丸という船で、瀬戸内各地に海産物を積んで往き来し、家は繁昌していた。明治になって船をやめて出来網という網親方となったが、不漁のため家運が傾きやがて倒産したが、その後も元の使用人たちが

「この村の者は、この家のお蔭で生活を続けて来られた」

と、口々に感謝していたということである。それはこの家が船持ちで、魚の製造、塩蔵、乾燥、荷造、船への積卸しなどがあり、その賃銀でみんな生活していた。

またこんな話もある。その家の女中が井戸端で米や麦を洗いに行くと、近所の女子衆が待ち受けていて、半つてその米麦を洗い、とぎ汁の濃いところを自分の家に持ち帰り、それで粥を煮て食べ、飢えをしめていたという。それがきわめて感謝の念で語られていた。

その頃の下層社会の貧窮さがかげえるが、それは毎年襲って来る風水害、干害、虫害などによる凶作の連続ということがあったからである。凶作の年には、広くもない周辺の山野は掘り返され、ワラビ、ゼンマイ、ソコフキなど、凡そ食用に供し得られる山菜は、ことごとく食い尽くしたということである。

干地の少ない鶴見半島では、凶作の年などその打撃はよそ以上にひどかったはずである。陸のものには不作でも磯もの、海のものがあるにはあったが、しかし飢えから免れるためには、ワラビ、ゼンマイなど、野草山菜の掘りどりの話、今だに残っている。そのためか、鶴見半島では餓死者などの哀話は残っていない。

前記の米麦のとぎ汁を貰ったこと、船や網の日産によって得た賃銀で生活を支えていたことを、むしろ恩恵として今日までも語りつがれていることは、異論はあるが当時の貧しかった農漁民の生活が察知出来るではないか。

これらのことをふまえて、当時の羽出浦の村役人が、出来る限りの施策を用いたことが、この帳簿の記述でうかがえると思う。

（つづく）

（編集者より）——同じような記述が一人一人について以下八枚の表裏にぎっしり書かれているが紙面の都合で省くことにする。